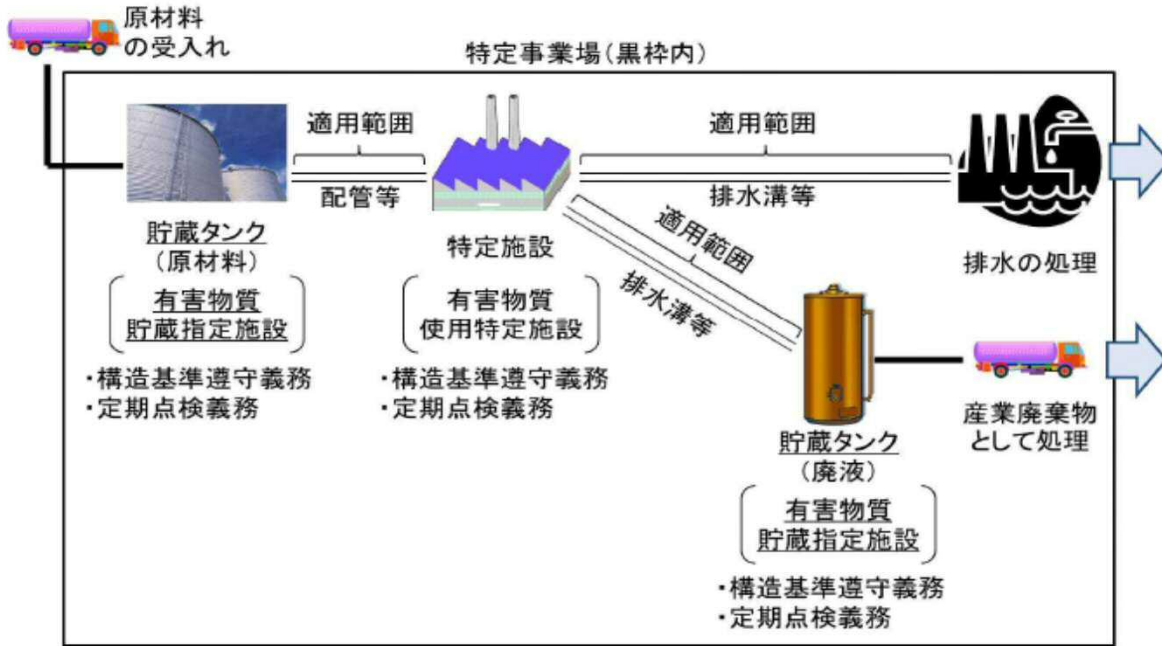


6. 有害物質を使用する特定事業場（構造基準）

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する特定事業場は、地下水汚染の未然防止を目的として、特定施設の構造等に関する基準（構造基準）を遵守しなければなりません。

また、各施設の構造・使用の方法について定期点検を実施し、その記録を3年間保存しなければなりません。

● 構造基準の適用範囲



● 構造基準について(A基準の場合)

	構造基準	点検頻度
施設本体	基準なし	1年に1回以上
床面及び周囲	次の各号のいずれかに適合するものであること。 一 次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という)が設置されていること。 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	1年に1回以上
	施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できる場合。	
地上配管	次のイ又はロのいずれかに適合すること。 イ 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。 ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	1年に1回以上

	構造基準	点検頻度
地下配管	<p>次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	1年に1回以上
排水溝等	<p>次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	1年に1回以上
地下貯蔵施設	<p>次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	1年に1回以上
使用方法	<p>次の各号のいずれにも適合するものであること。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用方法並びに使用方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	1年に1回以上

●点検の内容

1. 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
2. 点検年月日
3. 点検の方法及び結果
4. 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
5. 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

構造基準の適用範囲・構造基準への適合の有無・点検方法など、不明な場合は、富士市環境保全課へご相談ください。

※「有害物質使用特定施設」…特定施設のうち、有害物質の製造・使用・処理を行う施設

※「有害物質貯蔵指定施設」…有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設